



# 千葉中央法律事務所ニュース

発行

〒260-0013 千葉市中央区中央3丁目10番6号 北野京葉ビル9階 TEL.043-225-4567



## 日本国憲法の理念に立ち返る

2024年が幕を開けました。

昨年は、新型コロナウイルスの行動制限が緩和され、千葉中央法律事務所もようやく年2回の総会という伝統的な行事が制限なく開催できるようになりました。パンデミックの制約を通じて、当事務所がいかに多くの皆様に支えられてきていたか、あらためて感じる機会を得ました。これまでのご支援に感謝を申し上げます。

さて、憲法や平和を巡る情勢は悪化の一途をたどる一方です。

岸田内閣は、一昨年前の12月、安全保障関連3文書を改訂し、専守防衛の防衛政策を大きく転換し、敵基地攻撃能力の保有、防衛関連費を大幅に増額し大軍拡に舵を切りました。国の重要な政策の転換を国会や国民にはかることなく強行したといえます。さらに、軍需産業支援の法律、軍拡の財源を確保する法律など立て続けに成立させ、まさに軍事大国まっしぐらです。

世界を見渡すと、ウクライナの戦争は終わりが見えず、イスラエルはガザに侵攻し、毎日のように罪もない多くの人々が犠牲になっています。戦争の悲惨さ、軍事力では紛争は解決できないことが目に見える形で表されています。

国内に目を向ければ、増税や社会保障の切り捨てを次々に進め、国民は疲弊し、国家は衰退の一途をたどっていることは、私たちも身にしみて感じています。

私たちは、こうした情勢に怒りを感じなければなりません。

日本国憲法の理想を実現できていれば、このようなことにはならないはずで。私たちは、皆様と一緒に、今一度その理念に立ち返り、活かしていくことに力を注いでいきたい、そんな年にしたいと思っています。

今年も、皆様のご指導とご協力を心よりお願いし、あわせて今年一年が皆様にとってよき年でありませう祈りながら、新年にあたってのごあいさつといたします。

HAPPY NEW YEAR

### ▶ 千葉中央法律事務所 弁護士

井出 達希	高橋 勲	広松 大輝	米山 和希
岩橋 進吾	高橋 高子	藤盛 夏子	
高城 尚暉	土居 太郎	守川 幸男	事務局一同